

香川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制 定 令和5年3月27日

4農政第219206号

一部改正 令和8年4月1日

8農政第28789号

第1条 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下、「法」という。）第19条に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下、「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下、「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号。以下、「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日付け4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下、「ガイドライン」という。）及び「香川県みどりの食料システム基本計画」（令和8年3月27日香川県、全17市町。以下、「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- 1 農林漁業者が行う事業活動であること
- 2 環境への負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること
 - ① 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
 - ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
 - ③ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動
- 3 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

第3条 実施計画の認定

実施計画の認定にあたっては、法第19条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に即して行うものとし、その基準は、以下のとおりとする。

- 1 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、基本計画の内容と整合性がとれていること。また、目標が実現可能なものであること。なお、具体的な認定基準については、別紙のとおりとする。
- 2 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- 3 農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度（経営面積、当該品目の作付面積の概ね2分の1以上など）取り組む見込みであること。
- 4 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- 5 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和8年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- 6 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- 7 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- 8 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- 9 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

第4条 認定申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、実施計画（別記様式第1号）及び実施計画に係る認定申請書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、居住する（法人の場合は主たる事務所が所在する）市町の長へ提出する。
- 2 提出を受けた市町の長は、内容を確認し、適正と認めた場合には、知事に提出する。
- 3 知事は、実施計画の内容を審査し、適正と認められた場合には、申請者に対し市町を通じて認定通知書（別記様式第3号）を交付する。

なお、認定しなかった場合にあつては、別記様式第4号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対して、市町を通じてその旨を通知するものとする。

第5条 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項の規定に基づき、認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第6号）その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 法第20条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第7号により、届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - ① 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - ② 環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更
 - ③ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
 - ④ ①から③に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- 3 実施計画の変更については、第4条の手続きを準用する。

第6条 認定の取消し

- 1 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消したときは、市町を通じて認定者に別記様式第8号により通知する。

第7条 実施状況の報告

- 1 認定者は、年度ごとの実施計画の達成状況等について、実施状況報告書（別記様式第9号）により、次年度の5月末までに知事へ提出するものとする。
- 2 実施状況の報告については、第4条の手続きを準用する。

第8条 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年3月27日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

経営規模	
経営類型	
労働力	従事者 人（うち専従者 人）

注 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。なお、「経営面積」には、借入面積及び作業受託面積を含む。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

<input type="checkbox"/> a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用低減 （※基本計画における該当項目：3（1）①〔2 p～〕）
<input type="checkbox"/> b. 温室効果ガスの排出の量の削減 （※基本計画における該当項目：3（1）②〔6 p～〕）
<input type="checkbox"/> c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用低減 （※基本計画における該当項目：3（1）③（ア）〔7 p〕）
<input type="checkbox"/> d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の低減 （※基本計画における該当項目：3（1）③（イ）〔7 p〕）
<input type="checkbox"/> e. 餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の低減 （※基本計画における該当項目：3（1）③（ウ）〔7 p～〕）
<input type="checkbox"/> f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用 （※基本計画における該当項目：3（1）③（エ）〔8 p〕）
<input type="checkbox"/> g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組みによるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量低減 （※基本計画における該当項目：3（1）③（オ）〔8 p〕）
<input type="checkbox"/> h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全 （※基本計画における該当項目：2（2）③（カ）〔8 p〕）

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

--

注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	(目標年度)
-------	---	---	---	---	---	--------

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とすること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合)

品目	実施内容 (導入する生産方式)	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の使用低減)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用低減)	(現状)
		(目標)
環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
	(目標)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
- 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容(施用時期、施用方法、C/N比等)を記載すること。
- 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量(t/10a等)、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量(l/10a又はkg/10a等)を記入すること。
- 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットを記載すること。

3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

(6) 作物別環境負荷低減事業活動の取組計画

			現状	目標
環境負荷低減事業活動取組作物	取組面積	取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
	取組面積	取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
	取組面積	取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
	取組面積	取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
	取組面積	取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
小計		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
その他作物			a	a
合計			a	a

注1 「環境負荷低減事業活動取組作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積を記入すること。なお、複数の作型を有する作物については、対象となる作型を記入するとともに、延べ面積を記載すること。

2 「その他作物」には、生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(7) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 3 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。
 4 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 5 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
 6 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 7 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。
 8 「農業改良資金」の特例措置を活用する場合は、本表に代えて別表4を用いること。

(8) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称： _____

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 3 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けること。
 4 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要な設備等の導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入を行う場合は別表2に、当該設備等の導入に当たり施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。
 5 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

5 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

注 本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

【その他記入欄】

--

注 該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

(添付書類)

- 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

※個人情報の取扱いに同意する場合

- 別記様式第 10 号（環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称： _____

活用する特例措置の内容	チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	<input type="checkbox"/> 別表 2、別表 4
	林業・木材産業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表 2、 県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表 2、 県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表 2、別表 5-1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表 2、別表 5-2
	食品等持続的供給促進資金	<input type="checkbox"/> 別表 2、別表 6
農地を農地以外のものにする場合	<input type="checkbox"/> 別表 3、別表 7-1	
農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合	<input type="checkbox"/> 別表 3、別表 7-2	
集約酪農地域の区域内で施設を整備する場合	<input type="checkbox"/> 別表 3	
補助金等交付財産の目的外使用をする場合	<input type="checkbox"/> 別表 8	
みどり投資促進税制を活用する場合	<input type="checkbox"/> 別表 2	

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
3 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
4 活用を予定している特例措置にチェックすること。
5 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。
6 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、それぞれ県が定める貸付資格認定申請書（融資機関から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。
7 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。
8 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3に記載の上、これを添付すること。

(別表 4)

農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)

1 氏名又は名称

--

注 法人その他の団体の場合には、「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

- 注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック (レ) を付けること。
2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
3 実施計画に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。
4 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。なお、新たな農業部門の開始とは、新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分に進出する場合であり、加工・流通部門の開始は含まない。
5 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。なお、新たな生産方式には、加工・流通部門の取組は含まない。

3 経営の持続性の確保に関する事項

- 注 1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
2 各金融機関の所定様式等を使用しても差し支えない。

(1) 経営規模

	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
品目		
生産規模 (単位:)		
生産量 (単位:)		
収入金額 (単位:)		
労働力		
家族従事者	人	人
従業員数	人	人

注 品目が複数ある場合には、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 収支計画

	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：農業粗収益 (売上高)		
イ：農業経営費 (売上原価+販売管理費)		
ウ：農業所得 (営業利益) (ア-イ)		
エ：農家総所得 (経常利益)		

注1 ウの「農業所得」には、農林漁業の所得 (法人その他の団体にあつては営業利益) の現状値及び目標値を記載すること。

2 エの「農家総所得」には、ウの「農業所得」に農外所得を加えた金額 (法人その他の団体にあつては経常利益) の現状値及び目標値を記載すること。

3 特別の事情があるときは、現状値は直近の前期の実績を記入しても差し支えない。

(3) 資金計画

番号	借入金		補助金	自己資金	計
	農業改良資金	その他			
①					
②					
③					
④					

(借入金の内訳)

番号	借入先	資金名	借入時期 (予定)	金額 (単位：)	償還期間 (予定) (うち据置期間)
①			年 月		年 (年)
②			年 月		年 (年)
③			年 月		年 (年)
④			年 月		年 (年)

注1 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

2 番号は、別表2の番号と対応するよう記載すること。

3 同一番号の使途・用途に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一番号を記載した上でそれぞれ記載すること。

4 「補助金」について、国の補助金を財源に含む補助事業 (事業負担金を含む。地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業は除く。) は農業改良資金の貸付対象とはならない。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 概要

(1) 氏名又は名称

--

注 1 申請者が法人その他の団体の場合には、「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(2) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()			
経営規模	区	分	現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 1 実施計画に記載した環境負荷低減事業活動のうち、申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

2 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

(2) 管理方法

		現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量		t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()			
②の合計			
③堆肥製造量			
	うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量			
	うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

3 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち実施計画に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

<p>【講ずる措置の類型】</p> <p><input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの</p> <p><input type="checkbox"/> その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）</p>

注 該当する「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類						
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（ 年～ 年）	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

注 参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

(別表 5 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 概要

(1) 法人等の名称

名称： 代表者の氏名：

注 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(2) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(3) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 1 実施計画に記載した環境負荷低減事業活動のうち、申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

2 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算	頭	頭
牛	頭	頭
豚	羽	羽
鶏	頭	頭
馬	頭・羽	頭・羽
その他 ()		
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量	t / 年	t / 年
③堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量	t / 年	t / 年

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち実施計画に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
	現 状	目 標 (年度)			
施設 ・ 機 械 の 種 類					
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

(別表6)

流通合理化事業活動に関する事項
(法第27条関係)

1 氏名又は名称

注 法人その他の団体の場合には、「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 流通合理化事業活動の目標

注 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該流通合理化事業活動を実施しようとする背景となる事情、流通合理化事業活動の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

3 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

【講ずる措置の類型】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 流通の効率化 (イ) | <input type="checkbox"/> 品質管理及び衛生管理の高度化 (ロ) |
| <input type="checkbox"/> 情報通信技術その他の技術の利用 (ハ) | <input type="checkbox"/> 国内外の需要への対応 (ニ) |
| <input type="checkbox"/> その他食品等の流通の合理化のために必要な措置 (ホ) | |

注 該当する「講ずる措置の類型」にチェック (レ) を付けること (複数選択可)。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

年度 ～ 年度

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載することとし、実施計画の3(4)と異なる場合は記載すること。

(3) 流通合理化事業活動を実施する事業所又は卸売市場の概要

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始(開設)年月日：
- ④ 事業内容：

注 複数の場合は、それぞれについて記載すること。

4 流通合理化事業活動による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該流通合理化事業活動により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

5 借入する資金

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品産業・農林漁業連携型事業		別表6-1
食品産業生産性向上型事業		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

注 借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

(別表6-1)

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者	
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後1年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(別表6-2)

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年後)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年後)	伸び率	
計							

注 環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後1年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

(別表 6 - 3)

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

(別表 7 - 1)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請 (法第 28 条第 1 項関係)

- 注 1 農地法の特例措置 (農地を農地以外のものにする場合) を必要とする場合に記載すること。
 2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名		住 所		
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ²)				
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- 注 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
 4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面 (その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。)
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 (別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 と整合性を図ること。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書 (意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(別表 7 - 2)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請（法第 28 条第 2 項関係）

注 1 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏名	住所	職業
	譲受人			
	譲渡人			
2 施設の種類				
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合
				権利の種類及び内容
				権利者の氏名
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a 当たり 普通収穫高
	計	筆	m ² (田 m ² 、畑 m ²)	
6 転用の時期	工事計画	着工年月日から年月日まで		
		施設の種類	棟数	建築面積
	土地造成			所要面積 m ²
	建築物			m ²
	小計			
	工作物			
	小計			
計				
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要				
8 その他参考となるべき事項				

- 注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあつては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を記載すること。
 4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 5 譲渡人が2者以上存在する場合にあつては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
 6 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
 7 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(表2) 別表7-2の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)

- 注1 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(別表 8)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請

(法第30条関係)

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称
①			
②			
③			

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者及び関連措置実施者の氏名を記載すること。氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

別記様式第 2 号（法第 19 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック (レ) を付けること。

- (別記様式第 1 号) 環境負荷低減事業活動実施計画
- (別表 1) 特例措置の活用に関する事項
- (別表 2) 環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表 3) 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表 4) 農業改良措置に関する事項
- (別表 5-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表 5-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表 6) 流通合理化事業活動に関する事項
- (別表 6-1) 食品等持続的供給促進資金 (食品産業・農林漁業連携型事業)
- (別表 6-2) 食品等持続的供給促進資金 (食品産業生産性向上型事業)
- (別表 6-3) 食品等持続的供給促進資金 (卸売市場機能高度化型施設)
- (別添) 県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- (別添) 県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

番 号
年 月 日

様

香川県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 5 項の規定に基づき、認定をします。

実 施 期 間： 年 月から 年 月まで

事業活動の種類：

品 目：

実施期間については、同法第 20 条第 2 項による変更の届出がなされた場合は、その期間とする。

様

香川県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（法第20条第1項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更後	変更前

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

(注)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 4 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（法第20条第1項関係）

変更前の環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、令和 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
		(目標)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況及び特例措置の活用実績

申請者等の氏名又は名称：				
番号	設備等の種類・名称/型式	導入状況	税込金額 (単位：千円)	特例措置の 活用実績
①		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		
②		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		
③		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		
④		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

3 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

4 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 「番号」には、実施計画（別記様式第1号）の別表2の番号と対応するよう記載すること。

6 「導入状況」には、「導入前」又は「導入済」のいずれか該当するものにチェック（レ）をつけ、導入済みの場合は、導入した年月日を記載すること。

7 「特例措置の活用実績」には、当該設備等の導入にあたって活用した特例措置（資金にあつては貸付けの決定が行われたもの、税制にあつては、確定申告が行われたもの）等に応じて下記の記号を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

キ：その他（国庫補助事業等）

別記様式第7号（法第20条第2項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

(注)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 3 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

殿

香川県知事

環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 20 条第 3 項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により認定した環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号（法第46条第1項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
		(目標)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況及び特例措置の活用実績

申請者等の氏名又は名称：				
番号	設備等の種類・名称/型式	導入状況	税込金額 (単位：千円)	特例措置の 活用実績
①		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		
②		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		
③		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		
④		<input type="checkbox"/> 導入前 <input type="checkbox"/> 導入済 (年 月 日)		

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

3 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

4 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 「番号」には、実施計画（別記様式第1号）の別表2の番号と対応するよう記載すること。

6 「導入状況」には、「導入前」又は「導入済」のいずれか該当するものにチェック（レ）をつけ、導入済みの場合は、導入した年月日を記載すること。

7 「特例措置の活用実績」には、当該設備等の導入にあたって活用した特例措置（資金にあつては貸付けの決定が行われたもの、税制にあつては、確定申告が行われたもの）等に応じて下記の記号を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

キ：その他（国庫補助事業等）

別記様式第 10 号

環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

香川県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、香川県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

香川県環境負荷低減事業活動実施計画の認定基準について

①土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

※3項目(土づくり、化学肥料の低減、化学農薬の低減)全てに取り組むとともに、土壤測定診断を受けた場合に認定する。

＜土づくり＞	認定基準
(ア) 堆肥等の有機質資材の施用 ・有機質資材(家畜ふん堆肥等)の施用	◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。
(イ) 緑肥作物の利用 ・緑肥作物(レンゲ、ソルゴー等)の栽培、すき込み	
＜化学肥料の低減＞	
(ア) 有機質肥料の施用 ・有機質(大豆や菜種の油粕等)を原料とする肥料の施用	◆左記の取組みにより、経営全体又は主要な品目において、10a当たり化学合成のN施肥量を地域の慣行栽培に比べ、原則として5割以上低減すること。
(イ) 局所施肥 ・「側条施肥」「畝立マルチ同時施肥」など局所施肥の実施	
(ウ) 肥効調節型肥料の施用 ・化学合成緩効性肥料など肥効調節型肥料の利用	
(エ) 継続的な土壤診断に基づく施肥体系の見直し ・土壤診断の結果に基づく施肥体系の見直し、改善	
＜化学農薬の低減＞	
(ア) 種子粃の温湯消毒 ・種子粃の温湯消毒による病虫害防除	◆左記の取組みにより、経営全体又は主要な品目において、10a当たり化学農薬成分回数を地域の慣行栽培に比べ、原則として5割以上低減すること。
(イ) 機械除草技術 ・リモコン草刈り機など機械的方法による雑草防除	
(ウ) 天敵・微生物農薬 ・チリカブリダニなど天敵や拮抗細菌など微生物農薬を使用した病虫害防除	
(エ) 抵抗性品種の栽培・台木の利用 ・病虫害抵抗性を有する品種や台木の利用	
(オ) 土壤還元消毒 ・土壤中の酸素濃度を低下することによる病虫害防除	
(カ) 光利用技術 ・シルバーフィルムなど害虫を誘引、忌避させるような効果を持つ光による病虫害防除	
(キ) フェロモン剤の利用 ・「フェロモントラップ」「交信かく乱剤」等の利用による害虫防除	
(ク) AIを活用した病虫害診断・発生予測技術の導入 ・ヘソディムAIなどの診断結果等の活用による病虫害防除	
(ケ) 有害動植物駆除用動物利用技術 ・小動物の農地における放し飼いをを行う技術による有害植物の駆除	
(コ) 対抗植物利用技術 ・土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物の栽培	
(サ) 熱利用技術 ・太陽熱土壤消毒技術や熱水土壤消毒技術、蒸気土壤消毒技術、太陽熱養生処理技術など、土壤に熱を加えてその温度を上昇させることによる土壤中の有害動植物の駆除や土壤改良	
(シ) 被覆栽培技術 ・べたかけ栽培技術、雨よけ栽培技術、トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術、防虫ネット等、農作物への有害動植物の付着防止	
(ス) マルチ栽培技術 ・有害動植物のまん延を防止するための、土壤表面の資材による被覆	

②温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

項目・内容	認定基準
<p>(ア) 稲わら、麦わらなどのほ場へのすき込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わらや麦わらを焼却せず、ほ場へのすき込みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水稲・麦栽培ほ場の概ね全体で全量をすき込むこと（稲わらは秋季に、麦わらは水稲栽培前に実施）。 ◆水稲を栽培する場合は、（キ）と組み合わせて実施する。
<p>(イ) ヒートポンプや木質バイオマスボイラーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力で稼働するヒートポンプや木質チップ等を燃料とする木質バイオマスボイラー等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆（ウ）との組み合わせを含め、燃油使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(ウ) 保温資材等の施用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内張りカーテン、断熱資材、循環扇等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆（イ）もしくは（エ）との組み合わせを含め、燃油使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(エ) さぬきファーマーズステーションの導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さぬきファーマーズステーションの導入等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆（ウ）との組み合わせを含め、燃油使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(オ) 農林業機械・機器等の省エネルギー化・電動化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高能率、低燃費型の農林業機械の利用 ・省エネルギー機器（LED電球、拍動自動かん水装置）の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆燃油使用量又は電力使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(カ) 漁船等の省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型の漁船用エンジンや、水産加工機器の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆燃油使用量が、漁船用エンジンの場合は5%以上削減、その他の機器等については10%以上削減をそれぞれ目標の目安とする。
<p>(キ) 水田での中干し期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の慣行から中干し期間を延長 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水稲栽培において、概ね全体で取り組むこと。 ◆（ア）と組み合わせて取り組むこととし、延長期間は5～7日を目標の目安とする。
<p>(ク) 家畜の飼養管理技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタン削減が図れる飼料の給与 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。
<p>(ケ) 家畜排せつ物の堆肥化技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な堆肥生産につながる適切な繰り返し作業の実施、強制発酵施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体において、当該活動に取り組むこと。

③別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

項目・内容	認定基準
<p>(ア) 水耕栽培など土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学肥料及び化学農薬の使用を低減させる技術を用いて行われる生産方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を参考とした化学肥料並びに化学農薬の使用を低減させる技術の利用 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、地域の慣行栽培に比べて、原則として10a当たり化学農薬成分回数を5割以上低減するとともに、化学合成のN施肥量を1割以上低減すること。</p>
<p>(イ) 家畜への環境負荷低減型飼料の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗タンパク質含有率が低い飼料の給与 ・環境負荷低減型飼料やフィターゼ添加飼料の給与 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。</p>
<p>(ウ) 魚類養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動給餌システム等による給餌 	<p>◆経営全体において、当該活動に取り組むこと。</p>
<p>(エ) 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材（バイオ炭）を農地に施用して行う生産方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ炭の施用 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。</p> <p>◆施用量については、10a当たり50kg又は5000を目安とする。</p>
<p>(オ) プラスチック資材の排出又は流出の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性マルチフィルムや中長期耐久性フィルムの使用 ・水稲栽培における浅水代かきや排水口のネット設置 ・硫黄コーティング肥料などプラスチックを使用しない肥料利用 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと（水稲栽培における浅水代かきや排水口のネット設置等は、栽培ほ場の概ね全体で取り組むこと）。</p> <p>◆プラスチック資材の使用量2割以上削減を目標の目安とする。</p>
<p>(カ) 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田等の冬期湛水による水生動物の生息場所の確保 ・土壌診断を踏まえた適正施肥や総合防除の実践 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。</p>